建設資材等調査業務委託（定期調査）仕様書

（適用）

第１条　この仕様書は、群馬県が発注する建設資材等調査業務委託（定期調査）に適用する。

（調査の目的）

第２条　本業務は、群馬県が実施する公共工事の積算に用いる建設資材等の市場実勢価格を適切に把握し、設計単価設定のための基礎資料を作成することを目的とする。

　また、価格情報の信頼性及び客観性を確保するとともに、継続的な市場動向の把握及び効率的な調査手法の活用を図るものとする。

（管理技術者）

第３条　受注者は、管理技術者を定め発注者に通知するものとする。なお、管理技術者は資材価格調査業務に精通し、類似業務の実績を有する者とする。管理技術者は、契約図書等に基づき業務の管理を行うものとする。

２　　監督員が管理技術者を不適当と認めた場合は、受注者に対し変更を求めることができる。

３　　通知の様式は、監督員の指示によるものとする。

（業務の再委託）

第４条　受注者は、以下に定める主たる部分について、自ら業務を行うことを原則とするが、監督員の承諾により業務の一部を第三者に委任することができる。

・調査計画の策定
・面接調査
・郵送調査
・調査価格の決定
・報告書作成

（業務計画書）

第５条　受注者は、調査業務着手前に調査の手順や方法等についての調査計画書を監督員に提出しなければならない。

２　　受注者は、業務計画書を遵守し調査を実施しなければならない。

（定期調査）

第６条　定期調査とは、群馬県基礎単価表の設定及び改定のための物価資料掲載資材以外の資材費等の調査であり、県内統一単価（県内において同等程度の価格で流通する資材）及び地区別単価（運搬時間の制限等により地区により搬出元が制限される資材）の一般流通資材を調査するものである。

２　　県内統一単価の調査対象地域は、群馬県内全域とし、別表「県内統一単価」を対

象とする。

3　　地区別単価の調査対象地域は、下図 地区割図の１３地区によるものとし、区分した地区毎に調査を行うものとし、別表「地区別単価」を対象とする。



5　　廃材処理費調査

　廃材処理費調査とは、建設リサイクル法で定められている特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木くず）の中間処理費（売却費）の調査である。

　調査対象事業者は、「産業廃棄物処理の許可を有している処理事業者」及び「排出者である建設工事業者」を選定するものとする。

6　　廃材運搬費調査

　廃材運搬費調査とは、木くず・除草の、現場から処理場までの運搬費の調査である。現場での集積作業及び積込作業は含むものとする。

調査対象事業者は、「産業廃棄物運搬の許可を有している運搬事業者」及び「排出者である建設工事業者」を選定するものとする。

7　調査基準

（1）調査対象先の選定

調査対象先は市場の実態を適切に反映できる者とし、受注者が選定するものとする。

（2）調査方法

調査方法は、面接、電話、電子媒体その他有効な手段を用いることができるものとする。

ただし、調査結果の信頼性が確保されなければならない。

（3）調査条件

調査価格は、工事現場持込み価格を原則とするが、販売元の制限により取引実績が工場引渡しの価格のみである場合は工場引渡し価格を報告することとし、その旨を監督員に結果報告前に報告することとする。

取引数量は、対象となる流通段階における大口需要者との継続的な取引における最も一般的とみなされる取引数量とする。

現金決済を原則とし、６０日以内の支払は現金決済とみなす。

（調査価格の決定）

第７条　調査価格の決定に際しては、市場実勢価格を適切に反映するとともに、客観性及び説明性を確保できる方法を採用するものとする。

2　調査結果の決定においては、市況の将来に対する予測は考慮しないものとする。

3　調査価格の端数処理は、有効数字３桁とし、以下切捨てとする。

（品質確保）

第８条　受注者は調査結果の品質確保のため品質管理を実施しなければならない。品質管理に際しては次の事項を確認する。

（1）異常値の確認

（2）前回調査との比較検証

（3）地区間比較検証

（4）価格変動要因の把握

（5）市場実勢との整合確認

受注者は品質管理結果を整理し、発注者へ報告するものとする。

（調査結果の報告）

第９条　調査結果及び建設資材市況概要は、報告書により提出するものとする。

2　調査結果の報告様式は、監督員の指示によるものとする。

なお、成果品は下記による。

（1）調査結果報告書

（2）同電子データ

（３）品質管理報告書

（４）価格変動分析資料

３　　成果品の提出は、１部の製本と電子データ１式を提出する。なお、データ形式及び提出する媒体については、監督員の指示によるものとする。

４　　報告時期については、改定月の前月２０日迄（ただし２０日が休日に該当する場合にはその翌営業日）とする。

（検査）

第10条　受注者は業務完了時に、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。その際には、仕様書により義務付けられた報告資料の整備がすべて完了し、監督員及び検査員から指示された資料については提出しなければならない。

（調査結果の帰属）

第11条　本調査によって得られた調査結果は、発注者に帰属するものとする。

２　　調査結果の公表を行えるのは、発注者のみとする。

３　　発注者は、調査結果を印刷物、電子データ、その他の方法により、関係機関に配布できるものとする。

（疑義）

第12条　本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員に協議するものとする。

（その他）

第13条　この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して定める。